
第Ⅰ章 計画策定の趣旨等

I. 計画策定の趣旨

本県では、平成7年に「長崎県障害者福祉に関する新長期行動計画」を策定後、その重点施策実施計画として平成9年に「長崎県障害者プラン～ノーマライゼーション7か年計画」を策定しました。

その後、平成15年に「長崎県障害者基本計画」（長崎県障害者プラン）を、平成21年には、「改訂長崎県障害者基本計画」を、平成26年には、「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」を、平成31年には、「長崎県障害者基本計画（第4次）」を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

このような中、本県においては、平成25年5月に、障害のある人に対する差別を禁止する「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（障害者差別禁止条例）を制定（平成26年4月施行）しました。

この間、国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名以降、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これらの国内法の整備を含めた一連の取組の成果を踏まえ平成26年1月に条約が批准されました。

のような中、令和5年3月には、令和5年度から5年間を計画期間とする新たな、「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。国の基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、条約の理念の尊重及び整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援等を掲げ、11の施策分野ごとに基本的な考え方や各種施策が示されています。

また、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が制定され、障害者基本計画の作成や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

このような国の障害者基本計画や本県の障害のある人を取り巻く環境の変化に対応しつつ、令和5年度で終期を迎える前計画の検証を行い、令和6年度からの「長崎県障害者基本計画（第5次）」を策定するものです。

2. 基本理念

この計画では、基本的に前計画を継承し、「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指すこと」を基本理念とします。

3. 基本的視点

基本理念に基づき、次に掲げる視点から各種施策を推進します。

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人自身が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人に対する支援に当たっては、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、協働して切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者施策が障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

(3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害のある人に対する施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別などさらに困難な状況に置かれている場合があります。また、障害のある子どもには、子どもと家族に対する妊娠期から切れ目のない継続支援を早期から行う必要があり、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。さらに、障害のある高齢者については、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置き、また、条約との整合性に留意する必要があります。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害・難病・高次脳機能障害・盲ろう等について、県民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を継続して行います。

(4) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者の権利に関する条約には、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、個人の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとしたいわゆる「社会モデル」の考え方反映されています。

障害のある人が、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に發揮しながら、安心して生活できるようにするために、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立と社会参加に悪影響を与えるものです。そのため、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法等に基づき、市及び町や障害者団体等をはじめとする様々な主体の取組と連携を図るとともに、事業者や県民の理解のもと障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

さらに、「長崎県手話言語条例」を制定することにより、県民の手話に対する理解の促進を図るとともに、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市及び町等との適切な連携及び役割分担の下で、施策を立案・実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者計画」として、また、「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025」及び「長崎県福祉保健総合計画」(ながさきほっとプラン)を補完する個別計画として、本県が今後進める障害者施策の基本的な計画となります。さらに、「障害者による文化芸術に関する法律」第8条第1項に基づく障害者の文化芸術活動の推進計画は、本計画において一体的に策定します。

5. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、関係法令の改正等社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の推進体制等

(1) 計画の推進体制

毎年度、分野別施策の基本的方向に沿った各事業の進捗状況を把握し、内容や成果などについて、各事業実施部局による自己評価を行うとともに、その結果を「長崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を踏まえて事業の見直しを行うなど、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者施策の推進に当たっては、SDGsの理念を踏まえ、障害者のみならず行政機関・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進します。さらに、国の制度等、障害のある人を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて施策の見直しも行います。



本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標は以下のとおりです。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



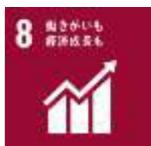
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 市及び町との連携

市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ります。

(3) 計画を推進するための啓発・広報

①共生社会の理念の普及

「障害者週間」(12月3日から9日まで)を通じて、障害者団体と連携して広報活動を展開し、「共生社会」の理念の普及を図ります。

②障害及び障害者理解の促進

共生社会の実現には、障害や障害のある人に関する社会全体の理解を深めることが重要です。

令和7年度に本県で開催されるながさきピース文化祭 2025 を契機として、障害者差別禁止条例や障害者差別解消法のさらなる普及啓発により、共生社会

の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人に対する理解を促進させるための取組を推進します。

(4) 計画を推進するためのボランティア活動等の推進

子どもや地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、県民ボランティア活動の普及、促進及び健全な発展を図るため、県が中核的な活動拠点として設置する「県民ボランティア活動支援センター」において、人材の育成や活動の支援を行います。